



内閣府

令和5年3月13日
内閣府沖縄総合事務局

沖縄県本島地区タクシーの運賃改定手続き開始

令和5年2月1日に沖縄本島地区の法人タクシー事業者から、乗務員の労働環境改善の取り組み、利用者サービスの向上、コロナ禍の影響や昨今の物価高騰による経営基盤の立て直しを内容とする運賃改定の申請があり、令和5年3月7日までの申請割合が7割以上になりました。

これに伴い、運賃改定の要否判定の審査を開始します。

1. 申請の状況

令和5年2月1日に最初の申請があり、3月10日現在59者から同趣旨の申請がありました。

【本島地区法人事業者全体車両数】 2,963台 (87事業者)

【これまでの申請台数及び申請割合】 2,310台 77.96%

2. 申請の内容

【初乗り】

普通車 560円 (1.75km) → 普通車 590~610円 (1.051km~1.491km)

【加算】

普通車 70円 (365m) → 普通車 70~80円 (292~324m)

【改定率（增收率）】 17.83%~36.70%

3. 運賃改定の手続き

【手続きの開始】

運賃改定手続きは運賃適用地区ごとに行い、受付期間中に申請があった法人事業者の車両数の合計が当該地区における法人事業者全体車両数の7割以上となった場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに手続きを開始し、改定の要否を判定することとなります。

【標準処理期間】

標準処理期間は手続き開始から6ヶ月以内となっています。

問合せ先：内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課業務係
担当者：新城、佐藤
T E L : 098-866-1836
F A X : 098-860-2369